

第2510地区 第11グループ



2010~2011

The Weekly Report of

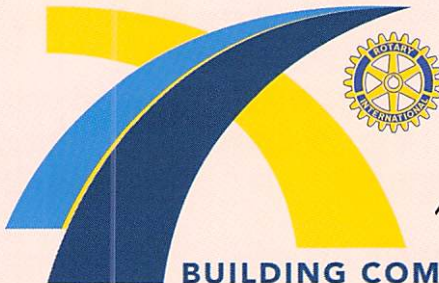
Hakodate North R.C.

函館北ロータリークラブ会報

2010~11年度
国際ロータリーのテーマ

2010~11年度
国際ロータリー会長

地域を育み、 大陸をつなぐ



レイ・クリンギンスミス

**BUILDING COMMUNITIES
BRIDGING CONTINENTS**

阿部誠太 会長 テーマ ——— ロータリー精神の初源に帰ろう ———



10月27日 夜間例会 於 はこだて亭

《第2265回例会》 第 16 号 11月10日(水)

本日のプログラム

卓話「暴力団の現状と資金」

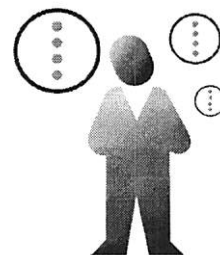
財団法人北海道暴力追放センター函館支局長 今田 覚悦 氏

★会 長 阿 部 誠 太 ★幹 事 増 山 正

例会場：函館国際ホテル 〒040-0064 函館市大手町5-10 TEL23-5151
例会日：毎週水曜日 12:30~13:30 事務局：函館市大手町5-10 二子ビル4F TEL23-3870

つかれたときには、森や寝
 がんばるときには、伸や進
 たいせつにしたい、心・身・親

ひつようなのは、真・信
 そして、新・・・



(広告掲載：新 博夫 会員)

函館北ロータリークラブのホームページアドレス <http://www.hakodate-north.org/>

【11月9日現在のアクセス数：10805件(+55件)】

◎10月13日出席報告 (小河 博保 副委員長)

会 員	25名	出席率対象会員	25名
		出席規定免除会員(a)	0名
		出席規定免除会員(b)	0名
当日出席	23名	当日欠席	2名
他クラブ出席	2名	出席合計	25名
出席率	100%		

・テレフォンサービス(例会移動案内) 電話 26-3170番

次回・11月17日
 プログラム

夜間例会 第2回クラブアッセンブリー

於 函館国際ホテル 午後6時30分～

2010～2011 <第 2264 回例会> 第 15 号

10月27日の記録

◎司 会 阿部 誠太 会長

◎斉 唱 ロータリーソング、四つのテスト 省略

◎会長報告 阿部 誠太 会長

○国際ロータリー第2510地区 佐々木正丞ガバナー、高薄地区大会実行委員長より地区大会のお礼状が届いております。

◎幹事報告 増山 正 幹事

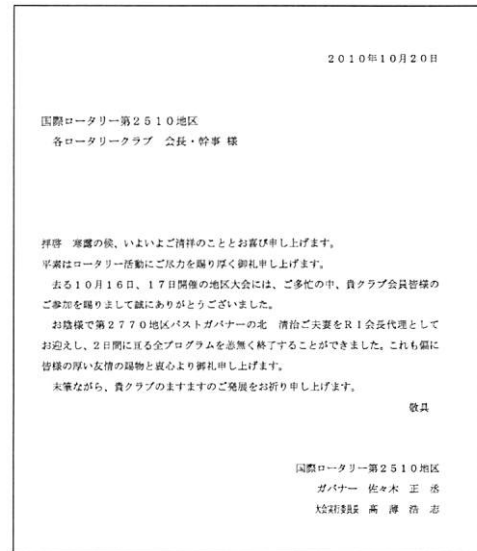
○次週11月3日の例会は祝日休会になります。
○11月17日(水)の例会は、時間を変更し夜間例会並びに第2回クラブアッセンブリーを開催いたします。

◎親睦活動委員会 小河 博保 委員長

ニコニコBOX投入報告

阿部会長・成田会員・増田会員・小河会員・渡部会員・森 会員
山下(清)会員・斎藤会員・弗田会員・中川会員・中野会員
藤田会員・深瀬会員……今日の家族会を楽しく。
増山幹事……小河親睦活動委員長頑張って下さい。
泉 会員……今日喜多会ゴルフ出来なくて残念。

◎夜間例会 於 はこだて亭



小河会員のご尽力によりいつもとは趣を変えての夜間例会を開催しました。津軽海峡のいさり火をながめながら海鮮料理と奥尻ワインなどのおいしいお酒を楽しみました。

◎出席委員会 森 秀樹 委員長

出席率の算出

2010年規定審議会において採択された制定案10-27により、クラブ定款第9条（出席）第5節（出席の記録）が改正されました。

また、採択された制定案10-21および10-23により同条第3節(a)および(b)がそれぞれ改正されましたので、以下に変更箇所を記載します。

第9条 出席

第3節 理由のある欠席。 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。
- (b) 年齢が65歳以上の会員で、かつ、一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第4節 R I 役員の欠席。 会員が現役のR I 役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 出席の記録。本条第3節(b)または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員はがクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれないものとする。

この結果、出席率を計算する際に以下の計算式をご使用頂くこととなります。

出席率の計算式

$$\frac{\text{免除会員を含む出席した会員数}}{A + B + C} \times 100\%$$

A：出席免除の適用を受けていない会員数

B：定款第9条第3節(a)の出席免除の適用を受けた会員数

C：定款第9条第3節(b)および第4節で出席免除の適用を受けた会員で出席した会員数

出席は会員の義務です。今年に入って13例会（10月13日現在）のうち、例会100%出席は6回（7月14日、7月28日、8月18日、9月15日、9月22日、10月13日）、その内例会全員出席が1回です（7月28日）。皆様の御協力に心から感謝申し上げます。私は日頃から仕事（商売）が第1、次ぎがロータリーと言っておりますが、100%出席が多い状況が大変うれしく思います。

引き続きよろしく申し上げます。

（会報担当者：弗田 和則 委員）